

社会教育関係団体への講師派遣について

社会教育関係団体（以下「団体」という。）が自主的に学習会・研修会・講習会などを開催する場合、団体育成の一つとして、講師などを派遣いたします。

下記事項に留意されて、是非ご活用ください。

1. 派遣を受けるためには

講師等の派遣を希望する団体は、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 社会教育活動を目的とし、1回2時間程度の学習内容であること。
- (2) 活動計画に基づく活動であること。
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは自ら営利事業を行い、又は他の営利事業に団体の名称を利用させるものでないこと。
- (4) 参加予定者が5名以上であること。
- (5) 団体の日常活動における講師の謝礼補填を目的としていないこと。
- (6) 当該団体の構成員が講師でないこと。

2. 講師派遣までの流れ

1 申込時期

講師等派遣を希望する団体は、事前に往復ハガキ（または電子申請）による申込みをしてください。

- ・ 前期（4月～9月）に派遣希望をする場合の受付 2月1日から2月20日
- ・ 後期（10月～3月）に派遣希望をする場合の受付 8月1日から8月20日

※ 講師派遣について、前期は区のお知らせ2月1日号に、後期は8月1日号に掲載予定です。

2 申込方法

- ・ 往復ハガキ

①団体名 ②登録番号 ③代表者又は連絡者住所・氏名・電話番号 ④学習会等予定月 ⑤予定テーマ、返信用にも住所・氏名を明記し下記の送付先へ送ってください。（電子申請の場合は区のホームページ・区のお知らせを通じてお申し込みください。）

<送付先> 〒104-8404

中央区築地1-1-1（8階） 文化・生涯学習課生涯学習係

- ・ 電子申請

申込期間中にお申し込みください。詳細は、別途お知らせいたします。

※ 電子申請を利用するには、事前に利用者IDの登録が必要です。

3 決定通知

前期分、後期分それぞれの予定件数を超える申込みがあった場合には抽選し、決定・不決定通知を返信用ハガキでお送りします。(電子申請の場合は決定・不決定通知を送信します。)

4 申請

上記の抽選で派遣当選となった団体は、派遣予定月の前月15日までに、登録証を持参の上、登録受付場所で講師派遣する内容を申請書に記載し、提出してください。

5 派遣の決定

提出された申請書の内容を審査し、申請内容についての決定通知を団体代表者、講師にお送りいたします。(内容によっては講師派遣を認められない場合があります。)

6 報告義務

事業の実施後は、3日以内に所定の実施報告書を提出してください。(報告書の提出がないと、講師への謝礼送金の手続きができません。)

7 講師謝礼

実施報告書と講師の口座振替依頼書が提出されている団体に対しては、実施月の翌月末までに講師の口座へ講師謝礼(上限17,000円(源泉徴収所得税・復興特別所得税を含む))を送金いたします。

3. その他の注意事項

- (1) 会場の確保、講師との交渉などは団体で行ってください。
- (2) 団体員は自分の所属している団体の講師にはなれませんのでご注意ください。
- (3) 講師等の派遣は、予算の範囲内で、1団体につき年1回までとします。
- (4) 申請後、やむをえず学習会等の変更が生じた場合は、すみやかに文化・生涯学習課へ申し出てください。

4. 申し込み(問い合わせ)先

- ・ 築地社会教育会館
所在地 築地4-15-1 電話 (3542) 4801
- ・ 日本橋社会教育会館
所在地 日本橋人形町1-1-17 電話 (3669) 2102
- ・ 月島社会教育会館
所在地 月島4-1-1 電話 (3531) 6367

※【受付時間】年末年始(12月29日から1月3日)・休館日を除く日：午前9時～午後8時

- ・ 区役所8階 文化・生涯学習課生涯学習係
所在地 築地1-1-1 電話 (3546) 5524

※【受付時間】区役所開庁日(平日)午前8時30分～午後5時